

業務指示書

インド国バラナシ市環境改善に関する情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年5月20日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年5月25日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：上下水道維持管理及び廃棄物管理に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/下水道施設管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：下水道施設管理に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 衛生施設管理】

- 1) 類似業務の経験：衛生施設管理に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年5月29日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
・対象地域の農村部及び都市部における衛生施設管理分野の現状及び課題
・収集作業のタイム・アンド・モーション調査
・最終処分場調査、・住民意識調査及び事業者意識調査
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(INR1 = 1.881 円 , US\$1 = 118.96 円 , EUR1 = 131.21 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道施設管理
衛生施設管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月17日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
インド国バラナシ市環境改善に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/下水道施設管理	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 衛生施設管理	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

インド政府は、第12次5か年計画（2012-2017）において、都市部全人口への上水供給及び下水・衛生施設の提供を政策目標として掲げている。特に、インド国内を流れる主要河川の1つであるガンジス川の流域環境改善を推進する目的で、Ministry of Water Resources, River Development and Ganga Rejuvenation (MOWRGR) の傘下に National Mission for Clean Ganga (NMCG) を設立し、同河川流域における水質管理、下水道・衛生施設整備、廃棄物管理及び湿地管理に関する独自予算及び他国援助による事業実施の承認及び実施を所掌している。事業実施の詳細設計及び建設段階は州政府や市政府、水道公社、NMCG 等で構成される State Program Management Groups (SPMGs) が実施している。維持管理段階については原則市政府が実施する事になっているものの、ウッタルプラデシュ州の主要都市の1つであるバラナシ市については同市に施設維持管理能力が不足していることから、下水処理場の維持管理をウッタルプラデシュ州水道局に委託している。

ガンジス川流域では、Central Pollution Control Board が沐浴可能な水質環境基準の達成を行政目標として定めているものの、同河川流域各都市の人口増加による河川への汚濁負荷量の増加により、汚濁負荷が自然浄化力を上回り、特に同河川の中流域は上流域と比較して汚染が深刻化している。例えば、2011年のガンジス川の水質データでは、BODの最も高い地点であるカンプール（ウッタルプラデシュ州）で、平均8.4mg/lである（沐浴の環境基準のBODは3mg/l）。

これに対してインド政府は、ガンジス川行動計画（Ganga Action Plan）により汚濁負荷削減を図っており、JICAは、同河川流域の主要都市を対象として、生活廃水による河川への汚濁負荷量の軽減を目的として、各種調査及び円借款事業による下水道整備事業を進めてきた。2003-2004年に「ガンジス河汚染対策流域管理計画調査」を実施し、ガンジス川中流域のウッタルプラデシュ州4都市（ラクナウ、バラナシ、カンプール、アラハバード）の公衆衛生分野を含む水環境管理分野の課題を特定し、各都市のマスタープランを策定した。その結果に基づき、現在、円借款「ガンジス川流域都市衛生環境改善計画（バラナシ）」で下水処理施設の建設等を実施している。その他、ガンジス川の支流であるヤムナ川においても、下水道整備事業を実施している。

また、2014年5月に当選したモディ新首相はガンジス川の浄化を掲げているものの、膨大な下水道整備のニーズがあることから各国ドナーに支援を求めているところであり、2014年9月の日印共同声明においてもガンジス川浄化に係る協力を推進することが盛り込まれている中、我が国に関してはバラナシ市及びその周辺6~8都市を対象とした円借款「ガンジス川浄化事業」がインド政府から要請されている。その中でも、バラナシ市はヒンズー教聖地で沐浴、観光客が多く、水環境改善に対する重要性が高い。加えて、

同市が京都市と姉妹都市協定を結んだ際に、日印政府が両市のパートナーシップを歓迎していることから、同市を対象とした協力は意義が認められる。

下水道整備事業の推進に関しては、今後、円借款事業による下水道施設の新設により、同施設の運営維持管理業務と経費が増大することが想定されており、これに対応するために対象都市の下水道整備事業を所掌する部門の財務体質の強化が喫緊の課題の一つとされている。例えば、バラナシ市の下水道施設の運営維持管理費は、固定資産税に一定の額を乗じた金額が上下水道料金として徴収されており、上下水道サービスの利用量に応じた料金徴収体制となっていないため、上水道事業の運営で課題とされている無収水対策を含めて同市の上下水道局が抱える課題を明らかにし、円借款事業で建設する下水処理施設の運営維持管理費の増大に対応可能な財務体質の改善策を検討する必要がある。また、財務体質の強化に加え、バラナシ市が管轄する下水管網等の運営維持管理に必要な能力の向上等、技術面の課題にも取り組む必要がある。

ガンジス川流域の汚濁負荷量の増大に関する課題に加えて、同河川流域各都市では、市内の河川及び水路の水環境管理及び市民の衛生施設管理の向上といった観点で様々な課題を抱えている。

し尿処理については、2011年の国勢調査によると、インド全国の戸別トイレの普及率は46.9%、野外排泄率は49.8%と、人口の約半分は野外排泄を習慣としており、特にガンジス川流域のウッタルプラデシュ州の野外排泄率は64.4%と高い。インドにおける5歳未満児の死因の第3位が下痢症であり、その主な要因は排泄物の細菌に汚染された飲食物による経口感染であると言われている。JICAは、野外排泄を防止するため、円借款「ガンジス川流域都市衛生環境改善計画（バラナシ）」及び円借款「ガンジス川浄化事業」で公衆トイレの建設を計画している。また、2014年にJICAが実施した「トイレ整備に係る情報収集・確認調査」の中で、ウッタルプラデシュ州を含むインド国内対象4州で実施したアンケート調査によると、戸別トイレの汚泥の引き抜きが適切に行われておらず、引き抜かれた汚泥も投棄されているケースがあることが確認されている。更に同調査では、トイレ施設設置に対する既存補助金制度の未活用や不適切な汚泥の管理、住民意識の低さ等の課題が明らかとなった。

また、2015年2月に行ったバラナシ市及びバラナシ市周辺都市を対象とした現地視察及び関係者との協議では、河川や排水路に投棄されるごみが、排水路や下水管の閉塞の要因となっており、都市域の水環境管理及び市民の衛生施設管理の向上を図るためにも、市内に不法投棄されるごみの対処が優先課題であることが確認されている。

これらの状況を踏まえて、バラナシ市を対象として、JICAは、ガンジス川流域で実施される円借款との相乗効果を狙った技術協力案件の形成を念頭に置きつつ、円借款で実施している下水道整備事業及び水環境管理・衛生施設管理分野の現状と課題を確認し、協力ニーズの絞り込み及び今後の技術協力の方向性の検討を主な目的とした情報収集・確認調査を行う。

2. 業務の目的

本業務は、バラナシ市における上下水道整備事業を含む水環境管理・衛生施設管理分野の現状と課題を確認し、バラナシ市の上下水道運営に係る経営状況の改善や廃棄物対策、円借款で整備される下水道施設の効果の増大を念頭に置いた協力ニーズの確認及び今後の技術協力の方向性の検討を行うための基礎情報を収集するとともに衛生施設管理分野における本邦の経験紹介を目的とするセミナーを実施するものである。

3. 業務対象地域

バラナシ市全域及びバラナシ市周辺に位置する Gram Panchayat (村落自治体)。但し、調査対象とする Gram Panchayat については、第1次現地調査の結果を踏まえて、今後衛生施設管理分野で支援の可能性が考えられる Gram Panchayat (センサスタウン¹を含む)を3村程度選定し、その後の調査において対象地域に加える。

4. 相手国実施機関

本業務はインド政府の要請に基づいておらず、JICA が独自に基礎情報の収集を目的として実施するものであるが、NMG、バラナシ市 (Varanasi Nagar Nigam) 及び選定されたバラナシ市周辺の Gram Panchayat を調査協力機関として調査を行う。

5. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 業務実施上の留意事項

(1) 本調査の基本方針について

本調査は、まず、インド側からの要望も踏まえつつ、バラナシ市を中心とする水環境改善に資する分野に関する基礎情報を収集し、課題解決の観点から優先分野を特定する。優先分野の特定後、JICA 地球環境部、南アジア部及びインド事務所 (以下「JICA 関係部署」と表記) との協議を通じて優先度が高いと判断された分野について、詳細な追加調査を実施し、各分野における技術協力のニーズを絞り込み、技術協力の方向性 (案) を提示する方針とする。

尚、現時点では、現在実施中の円借款「ガンジス河流域都市衛生環境改善事業 (バラナシ)」、情報収集確認調査「トイレ整備に係る情報収集・確認調査」等によって得られ

¹) 人口 5,000 人以上、2) 男性就業人口の 3/4 以上が非農業に従事、3) 人口密度 400 人/km² 以上、の条件を満たす都市部自治体周辺の自治体を指す。

た情報に基づき、「1. 業務の背景」でも示した通り、優先課題として、「上下水道事業の財務・運営管理」、「衛生施設整備及び運営管理」及び「水路を中心とする市内のごみの不法投棄」を想定している。

(2) 調査業務対象地域

調査対象地域として示されているバラナシ市周辺に位置する Gram Panchayat は、今後衛生施設管理分野で支援の可能性が考えられる Gram Panchayat が対象となり、第1次現地調査結果を踏まえて第2次国内作業時に JICA 関係部署との協議のうえで選定・確定するものであるが、調査対象の Gram Panchayat の選定基準及び調査内容について考えがあればプロポーザルで提案すること。なお、技術協力のカウンターパートはバラナシ市を想定しているため、今後、バラナシ市の管轄に含まれる可能性の高い Gram Panchayat を選定する予定である。

(3) 現地の関係機関への十分な説明と情報共有

本業務は、バラナシ市及び Gram Panchayat を調査協力機関として実施するが、これら調査協力機関のみならず、現地のドナー及び NGO 関係者等との間で、調査内容に関する情報交換を十分に行い、その結果を踏まえて、協力ニーズの絞り込みや今後の協力の方向性の検討作業を進めること。

また、協力ニーズの絞り込みや今後の協力の方向性の検討においては JICA 関係部署とも十分な意見交換・調整を行うこと。

(4) 今後の技術協力に関する提言について

本業務では、今後 JICA が実施する事を想定した技術協力（案）を提案することが期待されている。検討にあたっては、現地の状況、インド国政府の政策の方向性及び他のドナー等の協力の方向性をまず念頭に置き、日本の有するリソース等も勘案しつつ、これらに沿った提案を行うこと。また、事業の想定される効果は、単にバラナシ市内の廃棄物管理、衛生施設管理、水質管理及び上下水道施設管理を含む水環境管理の改善のみならず、同市で実施される円借款との相乗効果の発現を念頭に置くことに留意する。

なお、提案される技術協力（案）は、関連分野の支援との組み合わせが効果的と考えられる場合、その根拠とともに提案すること。想定される技術協力（案）には以下の点を盛り込む。

- ・ 事業の必要性
- ・ 事業目的
- ・ 協力の枠組み
- ・ 前提・外部条件及び広報活動

(5) 調査内容の見直しに関する柔軟な対応

本業務は3フェーズに分けて業務を行うことを想定している。「6. 業務実施上の留意事項(1)本調査の基本方針について」のとおり、<フェーズ1>において調査対象分野の特定を行い、その結果を受けて<フェーズ2>以降の調査を実施する。現在想定している調査対象分野と異なる分野が調査対象となる可能性があることから、調査内容の見直しに関して、JICA 関係部署との協議の上、柔軟に対応すること。

7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

<フェーズ1 (2015年6月中旬~2015年7月下旬)>

(1) 第1次国内調査

ア) 水環境管理分野の情報収集・現状確認

文献調査及び日本国内の関係機関へのヒアリングを通じて、インドウッタラプラデシュ州及びバラナシ市における以下の項目の情報収集及び現状の確認を行い、第1次現地調査での確認事項を整理する。

(a) バラナシ市の基本情報

- ① 人口、面積・地区、所得、主要産業及びその所在、電気、水系名・河川・湖沼名、流域状況、宗教、観光
- ② 政策・法制度（法体系、基本法、個別法、環境基準・排水基準、法の執行状況、料金体系、土地収用に係る法制度）

(b) バラナシ市における下水道整備事業（上水道との関係を含む）を含む水環境管理分野の概況

- ① 下水道管理を含む水環境管理分野の計画
- ② 下水道整備事業に関する一般概況（上流及び下流の問題、設維持管理状況（排水路を含む）、円借款事業による開発効果発現及び持続可能性維持に向けた課題の把握等）
- ③ 上水道事業に関する一般概況（計画給水域、水源、水源開発余力、水道普及率、浄水場の処理能力、配水池、給水人口、一日平均給水量、給水時間、無収水率、メーター設置率、職員数、施設維持管理状況（データ管理含む）、水質、水圧、上水供給の課題）
- ④ 財政措置（上下水施設整備に係る中央及び地方政府の措置、上下水道関連施設維持管理費、上水道料金・下水道使用料（徴収を含む）、固定資産税の徴収体制と徴収額、衛生施設設置・維持管理に係る補助金制度、マイクロファイナンス制度）

- ⑤ 組織 (NMCG、バラナシ市及びウッタルプラデシュ州水道局の組織 (監督・規制体制、職員構成、業務所掌等)、政策決定者の問題認識・業務目標)
 - ⑥ 水環境の汚染源・汚染状況 (汚染源の種類・対策、住民対話・苦情処理、人の健康被害に関する物質の発生状況、生活環境保全に関する化合物)
 - ⑦ 衛生施設管理分野に関する一般概況 (水因性疾患の発生状況、衛生施設維持管理状況、衛生意識改善に向けたコミュニティ活動、教育活動及びその費用対効果、広報・報道状況遺跡・文化財の有無、等)
 - ⑧ 廃棄物収集運搬に関する一般概況 (廃棄物収集運搬・処分、民間委託の現状、インフォーマルセクターの活動状況、廃棄物管理施設維持管理状況、市内の不法投棄による問題、水路のごみの投棄・水路の閉塞状況、廃棄物問題の報道状況等)
 - ⑨ 他ドナーの動向
- (c) バラナシ市周辺 Gram Panchayat に関する基本情報 (基本情報の内容は上記(a)「バラナシ市における基本情報」を参照)、衛生施設管理分野に関する一般概況。

イ) インセプションレポートの作成

文献調査及び日本国内の関係機関へのヒアリング結果を踏まえ、インセプションレポート案 (英文及び和文) を作成し、JICA 関係部署と協議を行い、協議結果を反映したものをインセプションレポートとして提出する。なお、英文は現地調査時の説明に利用するため、調査方針及び調査方法を中心に、10 ページ以内の要約とする。また、各州政府や他ドナー等関係機関向けに英文で質問票 (案) を作成する。作成した質問票 (案) は JICA 関係部署の確認後、JICA インド事務所を通じてインド側関係機関へ送付する。

(2) 第1次現地調査

ア) インセプションレポートの説明及び協議

インセプションレポートの調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項について、インド側関係機関 (MOWRGR、NMCG、ウッタルプラデシュ州政府、バラナシ市関係機関) に説明し、内容の協議及びインド側が認識している課題の確認を行う。協議結果はとりまとめ、必要に応じてインセプションレポートに反映する。

イ) 水環境管理分野の情報収集・現状確認及び協力ニーズの確認

上記「(1) 第1次国内調査 ア) 水環境管理分野の情報収集・現状確認」で収集・分析した情報、上記「(1) 第1次国内調査 イ) インセプションレポートの作成」で作成した質問票 (案) 及びインセプションレポートを踏まえ、インド側関係機関 (MOWRGR、NMCG、ウッタルプラデシュ州政府、バラナシ市等関連機関、バラナシ市周辺で衛生施設管理分野に関する活動をする NGO 等) から、追加で必要な情報を取得する。また、送付した質問票を回収する。情報収集の結果を踏まえ、水環境管理分野における協力ニーズ

を確認する。

ウ) 衛生施設管理分野における本邦の経験紹介を目的とするセミナーの実施

協力ニーズの絞り込みを行う段階で、プロジェクト実施の意思決定を担う先方政府上層部や有識者に対するセミナーを、バラナシ市関係者を招聘して上位官庁や関係機関（政府・自治体職員、有識者、NGO 等）が多く位置するグジャラート州及びデリー準州にて各1回（合計2回）実施することを想定している。セミナー開催にあたっては、バラナシ市関係者や日本からの有識者招聘に係る業務、セミナー開催に必要な会場の確保、広報活動、会場設営、配布資料印刷、セミナー当日の会議運営及びセミナー実施報告書の作成業務が想定される（日本から招聘する有識者への講演依頼は JICA にて実施する）。現時点では、衛生施設管理に関する教育・普及啓発活動の経験の紹介や、有識者による本邦技術の紹介を予定しており、セミナー開催の時期（8月予定）、内容については、JICA 及び関係機関と事前に綿密な調整を行った上で決定すること（セミナー実施に係る経費は、各セミナー2,000千円とし、一定額4,000千円を見積額として本見積りに計上すること）。

(3) 第2次国内作業

ア) プロGRESSレポート1の作成

第1次現地調査の結果を踏まえ、協力ニーズが確認された分野及びその背景並びに調査対象とする Gram Panchayat（案）及びその選定基準について、PROGRESSレポート1（案）に取りまとめ、JICA 関係部署に対し説明し、内容の了承を得る。

イ) 追加情報収集項目の検討及び調査方針の協議

JICA 関係部署との PROGRESSレポート1に関する協議結果を踏まえ、第2次現地調査の調査対象 Gram Panchayat、調査方針案及び調査内容を検討し、第2次現地調査の業務計画を立案し、JICA 関係部署と協議を行う。第2次現地調査の調査方針案及び調査内容は PROGRESSレポート1に反映する。

<フェーズ2（2015年8月上旬から2015年12月下旬）>

(4) 第2次現地調査

ア) PROGRESSレポート1の説明及び協議

PROGRESSレポート1の調査方針、調査計画について、インド側関係機関（MOWRGR、NMCG、ウッタルプラデシュ州政府、バラナシ市関係機関）に説明し、調査方針、調査計画に関する協議を行う。協議結果をとりまとめ、必要に応じて PROGRESSレポート1に反映する。

イ) 対象分野の追加情報収集

第 2 次国内作業における協議結果を踏まえ、協力ニーズが確認された分野に関する追加情報収集を行う。現段階で想定される対象分野及び各分野の調査内容は以下のとおり。

(a) 廃棄物管理分野

- ・ 廃棄物管理局の財務状況、職員数及び活動計画等
- ・ 中間処理の実施状況
- ・ 既存リサイクル業者
- ・ ごみ量ごみ質調査
- ・ 収集作業のタイム・アンド・モーション調査
- ・ 最終処分場調査
- ・ 住民意識調査及び事業者意識調査

(b) 衛生施設管理分野

- ・ トイレ導入に係る住民向け及び行政担当者向け説明資料の有無や利用状況を含む補助金制度利用者数、使用方法等
- ・ 衛生施設及び洗濯場に関する意識調査
- ・ 衛生施設普及・整備の必要性、衛生施設普及・整備を進めるうえでの課題、住民の意識・行動様式、観光客の衛生施設利用方法を含む阻害要因等を含む衛生施設に関するニーズ分析調査
- ・ 各種衛生施設（公衆トイレ、コミュニティトイレ及び戸別トイレ）の設置状況
- ・ 汚泥管理のガイドライン有無や利用状況及び清掃従事者の現状を含む維持管理状況
- ・ 学校における衛生施設の整備状況及び衛生教育の実施状況
- ・ 住民の啓発の手段、実施状況
- ・ 宗教及び当該宗教における衛生施設管理の位置づけ
- ・ マイクロファイナンスや補助金制度を活用した衛生施設設置及びコミュニティトイレに関する民間セクター（民間企業、NGO 等）の活動、事業の成功／失敗要因の分析
- ・ 行政と民間セクターの役割分担の現状
- ・ 水牛、野犬の排泄物減量に資する対策の実施状況
- ・ 公認社会衛生士、補助看護師の衛生活動状況

(c) 上下水道施設整備分野

- ・ 既存の無収水対策に係る計画の有無とその内容の実施状況、実損失水削減にかかる情報、無収水削減活動にかかる情報及び商業的損失水にかかる情報等、管路図や各戸データ等基礎情報の整備状況、無収水対策に係る情報
- ・ 水道料金、検針体制、顧客台帳、住民等に対する水利用にかかる啓発活動の実施状況
- ・ 住民啓発等へのローカルコンサルタント、NGO 等の活用可能性（組織名、実績、連絡

先情報等を含む顧客管理の状況)

- ・ 水需要予測、浄水場の処理能力、配水区の整理状況、既存施設の維持管理体制（消費電力、人員、耐用年数含む）、職員の技術レベル（ウツタルプラデシュ州が管理している下水処理場の維持管理を含む）、民間委託の現状等、24 時間連続給水・エネルギー効率化に資する運転状況
- ・ バラナシ市上下水局の財務状況
- ・ 配水管及び下水管の目詰まりの状況
- ・ 下水処理場及び市内を流れる小河川における重金属等有害物質の含有状況並びにガンジス川の濁度等を踏まえた適切な河川直接浄化法の検討
- ・ 下水汚泥の処理、販売、農業利用状況
- ・ 維持管理機材（カメラ、ガス濃度測定）の整備状況及び使用状況、民間業者の有無

ウ) 対象 Gram Panchayat における衛生施設管理分野の情報収集及び課題の分析

対象 Gram Panchayat において、文献調査、現地視察及びヒアリングを通じて、以下の項目を情報収集する。

- ・ Panchayat Raj²、ウツタルプラデシュ州政府との役割分担
- ・ 衛生施設設置、維持管理状況
- ・ 補助金制度活用状況
- ・ 衛生意識改善に向けたコミュニティ活動及び学校での衛生改善活動状況
- ・ 女性グループの活動状況
- ・ ドナー及び NGO の活動状況
- ・ 衛生施設管理に係る住民意識調査
- ・ マイクロファイナンスや補助金制度を活用した衛生施設設置及びコミュニティトイレに関する民間セクター（民間企業、NGO 等）の活動、事業の成功／失敗要因の分析。

エ) 各分野の協力ニーズの絞り込み

フェーズ 1 及びフェーズ 2 の調査結果を踏まえて、調査対象分野の課題の特定と協力ニーズの絞り込みを行うと共に、今後想定される技術協力の支援の方向性についての意見交換を行う。

(5) 第 3 次国内作業

ア) 課題解決に資する本邦技術及び経験に関する情報収集

日本の自治体や企業がこれまで取り組んだ、優先分野に関する取り組みを情報収集し、それぞれの取り組み結果を踏まえた教訓を抽出する。その際、以下の取り組みに関する

²複数の Gram Panchayat のとりまとめ機能を持つ県村落部行政室

情報収集を含むこととする。また、情報収集の結果を踏まえ、バラナシ市での適用可能性を検討する。

- ・国土交通省の「清流ルネッサンス」
- ・厚生労働省、文部科学省及び環境省が所管する衛生施設管理に関する普及啓発、教育活動
- ・京都市の観光地における美化活動、衛生施設管理、上下水道に関する取組

イ) プログレスレポート2の作成

第2次現地調査の結果を踏まえ、これまでの調査結果及び協力ニーズの絞りこみ結果を整理し、プログレスレポート2(案)として取りまとめ、JICA関係部署に対し説明し、内容について了承を得る。その際、フェーズ2で情報収集した本邦技術及び経験、これまでJICAが実施した関連する技術協力プロジェクトの教訓並びに技術協力のニーズを踏まえ、技術協力の方向性(案)を作成する。技術協力の方向性(案)には、事業の必要性、事業目的、協力の枠組み、前提・外部条件及び広報活動を含むこととし、各優先課題に対し3案程度技術協力の方向性(案)を提示する。

ウ) フェーズ3調査方針の協議

JICA関係部署とのプログレスレポート2に関する協議結果を踏まえ、フェーズ3の調査方針案及び調査内容を検討し、フェーズ3業務計画を立案し、JICA地球環境部と協議を行う。第3次現地調査の調査方針案及び調査内容はプログレスレポート2に反映する。

<フェーズ3(2016年1月上旬から2016年3月中旬)>

(6) 第3次現地調査

ア) プログレスレポート2の説明・協議及び技術協力のニーズの詳細聴取

これまでの調査結果、協力ニーズの絞り込み結果及び第3次現地調査の調査方針及び調査内容を整理したプログレスレポート2をインド側関係機関に説明し、技術協力のニーズの詳細を聴取する。

イ) 技術協力の方向性(案)の提示

フェーズ2で作成した技術協力の方向性(案)をインド側関係機関に提示し、先方の意見を踏まえた上で技術協力の方向性(案)を修正する。

(7) 第4次国内作業

ア) ドラフト・ファイナルレポートの作成及び技術協力の方向性の協議

第3次調査の結果を踏まえ、これまでの調査結果及び技術協力の方向性(案)を整理し、ドラフト・ファイナルレポート(案)として取りまとめ、JICA関係部署に対し説明

し協議した結果に基づき、技術協力の方向性を絞り込む。絞り込んだ技術協力の方向性はドラフト・ファイナルレポートに反映する。

(8) 第4次現地調査

これまでの調査結果を反映したドラフト・ファイナルレポートをインド側実施機関に説明し、基本的了解を得る。

(9) 第5次国内作業

ア) ファイナルレポートの作成

第4次現地調査結果を踏まえ、これまでの調査結果を整理し、ファイナルレポート(案)として取りまとめ、JICA 関係部署に対し説明し、内容について了承を得る。

8. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する調査報告書等は以下のとおりであり、地球環境部に提出する。尚、英文については JICA 地球環境部(5部)及びインド事務所(各報告書のうちそれぞれ英文30部)に提出する。尚、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

ア) インセプション・レポート(ICR)	和文5部、英文35部、電子データ
イ) プロGRESSレポート1(PR1)	和文5部、英文35部、電子データ
ウ) プロGRESSレポート2(PR2)	和文5部、英文35部、電子データ
エ) ドラフト・ファイナルレポート(DFR)	和文5部、英文35部、電子データ
オ) ファイナルレポート(FR)	和文5部、英文35部、電子データ

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ア) ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。

イ) ファイナルレポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」のとおりとする。

(3) 収集資料

現地調査時に収集した資料、(再委託を行う場合)再委託先レポート及びデータは分野別に整理してリストを付し、電子データ化した上でJICAに提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものについては、情報源として使用したURLを記載する。

(4) 議事録・写真

第1次、第2次及び第3次現地調査時に撮影した写真（各30枚程度、調査した現場の写真を含めること）、訪問先との議事録の主要なものをFRに補足レポートとして添付する。

(5) 月例調査業務報告書（月報）

調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告書を翌月15日までにJICA地球環境部に提出する。

(6) 報告書作成にあたる留意点

- ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- イ) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- ウ) 本業務の最終報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICAとの協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱うこととする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は2015年6月下旬に開始し、2015年7月上旬より第1次現地調査、2015年9月上旬より第2次現地調査、2016年1月上旬より第3次現地調査、2016年2月上旬より第4次現地調査を行い、ファイナルレポートを2016年3月上旬に提出する。なお、作業工程について、より合理的な提案がある場合、理由を付した上でプロポーザルにて提案すること。

	2015/6	7	8	9	10	11	12	2016/1	2	3
第1次国内作業	■									
第1次現地調査		■								
第2次国内作業			■							
第2次現地調査				■	■	■	■			
第3次国内作業							■			
第3次現地調査								■		
第4次国内作業									■	
第4次現地調査										■
第5次国内作業										■
成果品等		▲ ICR	▲ PR1				▲ PR2	▲ DFR		▲ FR

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：約11.0 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、下記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 総括/下水道施設管理 (2号)
- イ) 上下水道運営管理
- ウ) 衛生施設管理 (3号)
- エ) 廃棄物管理

3. 相手国の便宜供与

本業務は、インド側からの特別な便宜供与は想定していない。ただし、本業務実施にあたり、JICA インド事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じて JICA インド事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

4. 参考資料

<参考資料>

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト
(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ ガンジス河汚染対策流域管理計画調査

<配布資料>

- ・ トイレ整備に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート

5. 現地再委託

本業務においては、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等を再委託して実施することを可とする。

現時点で再委託を想定している項目は下記のとおり。その他にも再委託により経済的かつ効率的に業務を実施できる項目が想定される場合、プロポーザルにて提案することを認める。

- ・ 対象地域の農村部及び都市部における衛生施設管理分野の現状及び課題
- ・ 収集作業のタイム・アンド・モーション調査
- ・ 最終処分場調査
- ・ 住民意識調査及び事業者意識調査

コンサルタントはプロポーザルにおける作業計画、要員計画、業務従事者ごとの分担業務内容の提示に際し、現地コンサルタントから調査補助の役務提供を受けることを想定する工程、内容を明記すること。

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

6. 見積に係る留意点

(1) 別見積

5. 現地再委託において示した以下の項目については、分けて見積もること。

- ・ 対象地域の農村部及び都市部における衛生施設管理分野の現状及び課題
- ・ 収集作業のタイム・アンド・モーション調査
- ・ 最終処分場調査
- ・ 住民意識調査及び事業者意識調査

(2) セミナーに係る経費

セミナー実施に係る経費は、各セミナー2,000千円とし、一定額4,000千円を見積額として本見積りに計上すること。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上

